

事務連絡
令和7年3月28日

豊島区内
指定障害児通所支援事業所各位

豊島区福祉部
障害福祉サービス担当課長

指定障害児通所支援事業所における定員遵守と人員配置について

平素より、豊島区障害福祉行政につきましてもご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、区内の指定障害児通所支援事業所におかれましては、「豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和4年10月24日条例第45号）」に基づき適切な事業所運営をされていることと存じます。

しかしながら、先般の児童発達支援・放課後等デイサービスなどを対象とした実地指導において、定員を超える利用児童の受入れを行っている事例が複数みられましたので、改めて定員遵守と人員配置について周知いたします。当該通知をご確認いただき、下記についてご対応いただくとともに、引き続き適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 定員の遵守について

障害児通所支援施設における利用定員については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）第39条、並びに豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下、「区条例」という。）第40条においてその遵守が定められています。

（定員の遵守）

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

定員超過は基準省令、区条例違反です。限られたスペースに多くの障害児が在籍することでケガや事故が発生しやすくなり、有事の場合には事業所としての管理責任を問われることとなります。また、定員超過利用が減算にならない範囲であれば差支えないということではありません。各事業所におかれましては、定員を遵守した運営を改めてお願いします。

2 やむを得ず定員を超過して児童を受け入れる際の人員配置について

事業所で配置することが求められる児童指導員または保育士（以下児童指導員等）の人数は、利用する児童の人数に応じて定められています。

(例) 定員 10 名の事業所で配置が義務付けられる児童指導員等の人数

- ・利用児童が 10 人までなら 2 名以上
- ・11 人目を受け入れる場合には 3 名以上

やむを得ず利用児童 11 人目を受け入れる場合、児童指導員等を 2 名しか配置していない事業所は、その日が基準人員欠如に該当します（災害直後等を除く）。適切な人員配置をお願いします。

また、適切に人員が配置されていれば定員超過をしても良いというものではないため、定員超過の状況が続く場合は、定員を増やすこともご検討ください。

やむを得ず定員を超過した場合、その旨を必ず記録に残してください。

3 加算の算定について

児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算を請求する場合、児童発達支援給付費（放課後等デイサービス給付費）の算定に必要な従業者の員数を満たした上で算定する必要があります。基準人員を満たせない日（定員超過や職員の休暇等）については加算の取得はできませんのでご注意ください。

また、定員超過によって基準人員である児童指導員等が不足している場合、本来加配に充てようとしていた児童指導員等を基準人員に充てる必要があります。

それに伴い、加算要件を満たさなくなる場合もあります。算定の際はよくご確認ください。

4 その他

- ・豊島区障害福祉課ホームページ <https://www.city.toshima.lg.jp/586/tuusho/tuushoshien.html>
- ・東京都福祉局障害者サービス情報 <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>
- ・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

などから定期的に情報収集に努めてください。Q&A など随時情報が更新されています。

・管理者・児童発達管理責任者・加算・減算に係る人員配置等の変更がありましたら、速やかに変更届の提出をお願いします。ご不明な点は区にご相談ください。

【参照】

・豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和 4 年 10 月 24 日条例第 45 号）

・豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和 4 年 10 月 24 日 規則第 82 号）

・令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL4（令和 3 年 5 月 7 日）
問 25～28 定員超過

・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号）

担当 障害福祉課 施設・事業者支援グループ
電話 03-3981-1786
e-mail A0015600@city.toshima.lg.jp